

議案第15号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例

佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「4,000円」を「1万円」に改め、同条第3号及び第4号中「1,000円」を「2,000円」に改め、同条第5号中「3,000円」を「4,000円」に改める。

第13条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置等）

- 2 改正後の佐倉市下水道条例第13条第1項の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額をその直前の使用料の額が確定した日から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これにその直前の使用料の額が確定した日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。